省　令

○外務省令第十二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第三項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十六日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち、同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のものを」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報の」を「申請者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものの」に改める。

別表第二中「写真付き住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の施行の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の別表第二の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。